

訪問介護重要事項説明書（訪問介護サービス）

訪問介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人栄寿会
主たる事務所の所在地	徳島市名東町1丁目91
代表者（職名・氏名）	理事長 福本 礼
設 立 年 月 日	1 9 8 8年11月10日
電 話 番 号	090-8693-9383

2. 事業所の概要

事業所の名称	医療法人栄寿会 訪問介護ステーション藍	
事業所の所在地	〒770-0047 徳島市名東町1丁目91	
電 話 番 号	090-8693-9383	
F A X 番 号	088-678-2891	
指定年月日・事業所番号	2023年10月1日	3670106073
通常の事業の実施地域	徳島県全域	

3. 運営の方針

- ・ 訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ・ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

1 身体介護

- ① 排泄・食事介助
- ② 清拭・入浴、身体整容
- ③ 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- ④ 起床及び就寝介助
- ⑤ 服薬介助
- ⑥ 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助

2 生活援助

- ① 掃除

- ② 洗濯
- ③ ベッドメイク
- ④ 衣類の整理・被服の補修
- ⑤ 一般的な調理、配下膳
- ⑥ 買い物・薬の受け取り

5. 営業日時

営業日	24時間
営業時間	年中無休

6. 事業所の従業者の体制

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	1人	人		
サービス提供責任者	1人	人	人	人
訪問介護員	6人	人	人	人

7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 訪問介護の利用料

【基本部分：訪問介護費】

区分	所要時間	訪問介護費 (1回あたり)
身体介護	20分未満	163単位
	20分以上30分未満	244単位
	30分以上1時間未満	387単位
	1時間以上 (30分を増すごとに加算)	579単位 (+84)
生活援助	20分以上45分未満	179単位
	45分以上	220単位
20分以上の身体介護に引き続き生活援助を行った場合 (所要時間20分から起算して25分を増すごとに加算し、 195単位を限度)		65単位

8 特定事業所加算

特定事業所加算（Ⅰ）	所定単位数の20%を加算
特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位数の10%を加算
特定事業所加算（Ⅲ）	所定単位数の10%を加算
特定事業所加算（Ⅳ）	所定単位数の3%を加算
特定事業所加算（Ⅴ）	所定単位数の3%を加算

9 加算・減算

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算等の種類	基本利用料 ※(注1)参照
	早朝・夜間
深夜の訪問	所定単位数の50%を加算
同一建物居住者に対する 訪問減算①	同一敷地内建物等の利用者・同一建物の利用者20人以上の場合 所定単位数の90%を算定
同一建物居住者に対する 訪問減算②	同一敷地内建物等の利用者50人以上の場合 所定単位数の85%を算定
同一建物居住者に対する 訪問減算③	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者 所定単位数の90%を算定
同一建物居住者に対する 訪問減算④	正当な理由なく事業所において前6カ月に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が90%以上である場合 所定単位数の88%を算定
特別地域訪問介護加算	所定単位数の15%を加算
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%を加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%を加算
緊急時訪問介護加算	100単位（回）
初回加算	200単位（月）
生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位（月）

生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位（月）
認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位（日）
口腔連携強化加算	50単位（回）
認知症専門ケア加算Ⅱ	4単位（日）
高齢者虐待防止措置未実施加算	所定単位数の1.0%を減算
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の24.5%を加算
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の22.4%を加算
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の18.2%を加算
介護職員処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の14.5%を加算
介護職員処遇改善加算Ⅴ	現行の3加算の取得状況に基づく加算率

（注1）上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が7級地のため、単位数に10.21を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

（注2）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（注3）上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

（お支払い方法）

毎月10日に前月分の利用料の請求書送付をいたしますので、月末までにお支払ください。

お支払方法は、銀行の指定口座からの引き落とし、銀行振り込み、現金払いの中からご契約の際に選択できます。

10. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・サービス提供に当たって、訪問介護員等はそのことをお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 利用者の家族に対するサービス提供
 - ③ 利用者及びその家族からの金銭又は物品の授受

11. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。

- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

1 2. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

<協力医療機関>

名称	医療法人 栄寿会 天満病院
所在地	徳島市蔵本町1丁目5番地1
電話	088-632-1520

<協力歯科医療機関>

名称	東山歯科医院
所在地	徳島市北矢三町3丁目2番地51-5号
電話	088-633-8858

1 3. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 2. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号	090-8693-9383
	受付時間	月曜日から土曜日 8:30時から17時
	担当者名	井上 仁志

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	訪問介護ステーション藍	電話 090-8693-9383
	徳島県国民健康保険団体連合会	電話 088-666-0111

14.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	(訪問介護ステーション藍管理者)井上 仁志
-------------	-----------------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

市町村窓口	住所	電話番号
徳島市役所 健康福祉部 高齢介護課	徳島市幸町2丁目5番地	088-621-5587
鳴門市役所 健康福祉部 長寿介護課	鳴門市撫養町南浜字東浜170番地	088-684-1175
小松島市役所 保健福祉部 介護福祉課	小松島市横須町1番1号	0885-32-3507
阿南市役所 保健福祉部 介護・ながいき課	阿南市富岡町トノ町12番地3	0884-22-1793
南部総合県民局 保健福祉環境部	海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1	0884-74-7361
阿波市役所 健康福祉部 介護保険課	阿波市市場切幡字古田201番地1	0883-36-6814
美馬市役所 保健福祉部 長寿・障がい福祉課	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地	0883-52-5605
三好市役所 みよし広域連合介護保険センター	三好市池田町マチ2429番地1	0883-76-0030
西部総合県民局 保健福祉環境部	三好市池田町マチ2415三好庁舎	0883-76-0413
吉野川市役所 健康福祉部 介護保険課	吉野川市鴨島町鴨島115番地1	0883-22-2264
石井町役場 長寿社会課 介護保険係	名西郡石井町高川原字高川原121番地1	088-674-6111
藍住町役場 健康推進課	板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1	088-637-3115
板野町役場 介護保険係	板野郡板野町吹田字町南22番地2	088-672-5986
つるぎ町役場 長寿介護課	美馬郡つるぎ町貞光字中須賀42番地1	0883-62-3113
上板町役場 健康推進課	板野郡上板町七條字経塚42	088-694-6810
神山町役場 健康福祉課 介護保険係	名西郡神山町神領字本野間100	088-676-1114
海陽町役場 地域包括ケア推進課	海部郡海陽町大里字上中須128番地	0884-73-4312
勝浦町役場 福祉課	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3	0885-42-1502
上勝町役場 本庁 住民課	勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番1号	0885-46-0111
北島町役場 健康保険課	板野郡北島町中村字上地23-1北島総合庁舎	088-698-9805
松茂町役場 長寿社会課	板野郡松茂町広島字東裏30番地	088-699-2190
那賀町役場 保険医療福祉課	那賀郡那賀町延野字王子原31番地1	0884-62-1141
牟岐町役場 健康生活課	海部郡牟岐町大字中村字本村7-4	0884-72-3417
佐那河内村役場 健康福祉課	名東郡佐那河内村下字中辺71番地1	088-679-2971
美波町役場 福祉課	海部郡美波町奥河内字本村18-1	0884-77-3614
東みよし町役場 福祉課	三好郡東みよし町加茂3360	0883-82-6306

14.【身体拘束】について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

15.【業務継続計画の策定等】について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

16.【衛生管理等】について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ・利用者の利用料等の支払いが1ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

署名

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説明者 職・氏名

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所
氏名

代理人
住所
氏名
利用者との続柄

同意書

訪問介護ステーション藍との介護保険法に基づく訪問介護サービス重要事項説明書の規定秘密保持に関し、訪問介護ステーション藍、又は他の事業者が私に対して提供する介護サービスがより妥当適切なものとなるよう、契約の有効期間中に限り訪問介護ステーション藍の従業者が私の個人情報をサービス担当者会議等において用いることに同意します。

令和 年 月 日

医療法人 栄寿会
訪問介護ステーション藍
福本 礼 殿

サービス利用者
住所

氏名

署名代行者
住所

氏名